

◎万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

（略称）万国郵便連合憲章、一般規則、条約及び関係諸約定

昭和三十九年七月 十日 ウィーンで作成

昭和四十一年一月 一日 効力発生

昭和四十年五月十七日 国会承認

昭和四十年六月 一日 批准及び承認の閣議決定

昭和四十年七月二十二日 批准書及び承認書の寄託

昭和四十年九月十五日 公布及び告示

（条約第一三―二二号）

昭和四十一年一月 一日 効力発生

目次

○万国郵便連合憲章

前文

ページ

第一編 組織規定

第一章 総則

第一条 連合の範囲及び目的

第二条 連合員

第三条 連合の境域

第四条 例外的関係

第五条 連合の所在地

第六条 連合の公用語

第七条 基準貨幣

第八条 限定連合、特別取極

第九条 国際連合との関係

第十条 国際機関との関係

第二章 連合への加入又は、加盟、連合からの脱退

第十一条 連合への加入又は、加盟、手続

第十二条 連合からの脱退、手続

第三章 連合の組織

三三三

第十三条	連合の機関	三三
第十四条	大会議	三三
第十五条	臨時大会議	三三
第十六条	事務小会議	三三
第十七条	執行理事会	三三
第十八条	郵便研究諮問委員会	三三
第十九条	特別委員会	三三
第二十条	国際事務局	三三
第四章	連合の財政	三三
第二十一条	連合の経費、加盟国の分担金	三三
第二編	連合の文書	三四
第一章	総則	三四
第二十二条	連合の文書	三四
第二十三条	加盟国が国際関係を処理する地域に対する連合の文書の適用	三四
第二十四条	国内法令	三五
第二章	連合の文書の受託及び廃棄	三五
第二十五条	連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認	三五
第二十六条	連合の文書の批准その他の承認の通告	三五
第二十七条	約定への加入	三五
第二十八条	約定の廃棄	三五

第三章	連合の文書の改正	三五
第二十九条	議案の提出	三五
第三十条	憲章の改正	三五
第三十一条	条約、一般規則及び約定の改正	三六
第四章	紛議の解決	三六
第三十二条	仲裁	三六
第三編	最終規定	三六
第三十三条	憲章の効力発生及び有効期間	三六
末	文	三六

○万国郵便連合憲章の最終議定書

前	文	三七
	憲章への加入	三七
末	文	三七

○国際連合と万国郵便連合との間の協定

前	文	三八
第一条	専門機関たる連合	三八
第二条	相互の代表	三八
第三条	議事日程への問題の記載	三八

第四 条	国際連合の勧告	三 八
第五 条	情報及び書類の交換	三 九
第六 条	国際連合に対する援助	三 九
第七 条	職員に関する取極	三 九
第八 条	統計業務	三 九
第九 条	事務上及び技術上の業務	四 〇
第十 条	予算規定	四 〇
第十一 条	特別業務費の支弁	四 〇
第十二 条	機関間の協定	四 〇
第十三 条	連絡	四 〇
第十四 条	協定の実施	四 〇
第十五 条	効力発生	四 〇
第十六 条	改正	四 〇

○ 国際連合と万国郵便連合との間の協定の追加協定

前 文		四 一
第 一 条	補足条文	四 一
第 二 条	効力発生	四 一

○ 万国郵便連合一般規則

四一

四一

四二

四
—
—

四四

四五

四五

四七

四七

四七

四八

四八

四八

四八

四八

四九

四九

四九

四九

四
九

第三章 連合の文書を改正する議案の提出及び審査の手續	四九
第一百八条 大会議への議案の提出手續	五〇
第一百十九条 大会議から大会議までの間における議案の提出手續	五〇
第二百十条 大会議から大会議までの間における議案の審査	五〇
第二百一条 大会議から大会議までの間において採択された決定の通告	五一
第二百二条 大会議から大会議までの間において採択された決定の実施	五一
第四章 財政	五一
第二百三条 連合の経費の決定及び決済	五一
第二百四条 分担等級	五一
第二百五条 国際事務局が供給する物品に対する支払	五一
第五章 仲裁	五一
第二百六条 仲裁手續	五一
第六章 最終規定	五一
第二百七条 一般規則に関する議案の承認の条件	五一
第二百八条 国際連合との協定に関する議案	五二
第二百九条 一般規則の効力発生及び有効期間	五三
末 文	五三
○万国郵便連合一般規則の最終議定書	
前 文	五三

第一 条	執理事會及び郵便研究諮問委員會運営理事會	五三
第二 条	書類の発行に使用する言語	五三
第三 条	連合の経費	五三
末 文		五四

○万国郵便条約

前 文		五五
第一部 國際郵便業務に適用する共通の規則		五五
第一 条	超越しの自由	五五
第二 条	超越しの自由の不遵守	五五
第三 条	業務の一時停止	五六
第四 条	郵便物の所屬	五六
第五 条	料金	五六
第六 条	相当額	五六
第七 条	郵便料金の免除	五六
第八 条	捕虜及び文民たる被抑留者に関する郵便物のための郵便料金の免除	五六
第九 条	点字郵便物のための郵便料金の免除	五七
第十 条	郵便切手	五七
第十一 条	式紙	五七
第十二 条	郵便本人票	五七

第十三条	勘定の決済	五七
第十四条	処罰に関する約束	五八

第二部 通常郵便物に関する規定

第一章 総則

第十五条	通常郵便物	五八
第十六条	料金及び一般条件	五八
第十七条	特別料金	六一
第十八条	保管料	六一
第十九条	料金前納	六一
第二十条	料金前納の方法	六二
第二十一条	船舶内における通常郵便物の料金前納	六二
第二十二条	料金の未納又は不足の場合の料金	六二
第二十三条	郵政庁及びその郵便局並びに国際事務局のための郵便料金の免除	六三
第二十四条	国際返信切手券	六三
第二十五条	別配達郵便物	六三
第二十六条	取りもどし、名あての変更又は訂正	六四
第二十七条	転送、配達不能の郵便物	六五
第二十八条	禁制	六五
第二十九条	関税を課されることがある物品	六六
第三十条	税関検査	六七

第三十一条	通関料	六七
第三十二条	関税その他の課金	六七
第三十三条	課金別納郵便物	六七
第三十四条	関税その他の課金の取消し	六七
第三十五条	取調請求及び通報請求	六七
第二章	書留郵便物	六八
第三十六条	料金	六八
第三十七条	到達証	六八
第三十八条	名あて人本人への手交	六九
第三章	責任	六九
第三十九条	郵政庁の責任の原則及び範囲	六九
第四十条	郵政庁の免責	六九
第四十一条	差出人の責任	七〇
第四十二条	郵政庁間の責任の決定	七〇
第四十三条	賠償金の支払	七一
第四十四条	支払を行なつた郵政庁に対する賠償金の返還	七一
第四十五条	差出人又は名あて人からの賠償金の回収	七一
第四章	料金の帰属、継越料	七二
第四十六条	料金の帰属	七二
第四十七条	継越料	七二

第四十八条	繼越料の免除	七四
第四十九条	特殊業務	七四
第五十条	繼越料の差引計算	七四
第五十一条	軍艦又は軍用機との閉袋の交換	七四
第三部	通常郵便物の航空運送	七五
第一章	一般規定	七五
第五十二条	航空運送を許される郵便物	七五
第五十三条	航空書簡	七五
第五十四条	増料金のある航空通常郵便物及び増料金のない航空通常郵便物	七五
第五十五条	増料金又は併合料金	七六
第五十六条	料金前納の方法	七六
第五十七条	増料金のある航空通常郵便物で料金の未納又は不足のもの	七六
第五十八条	送達	七七
第五十九条	空港における作業の実施	七七
第六十条	航空通常郵便物の税関検査	七七
第六十一条	配達	七七
第六十二条	航空通常郵便物の転送又は差出元への返送	七七
第二章	航空運送に対する報酬	七八
第六十三条	一般原則	七八
第六十四条	閉袋に関する報酬の基本料金率及び計算	七八

第六十五条	閉袋超越航空通常郵便物の航空運送に対する報酬の計算及び差別計算	七九
第六十六条	報酬の支払	八〇
第六十七条	所定の線路からそれた閉袋の航空運送に対する報酬	八〇
第六十八条	亡失し又は損傷した郵便物の航空運送に対する報酬	八〇
第四部	最終決定	八一
第六十九条	条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件	八一
末	文	八一

○万国郵便条約の最終議定書

前	文	八二
第一条	郵便物の所属	八二
第二条	点字郵便物の郵便料金の免除に対する例外	八二
第三条	相当額、最高限及び最低限	八二
第四条	印刷物及び商品見本の料金率の適用に対する例外	八三
第五条	常衡オンス	八三
第六条	小形包装物	八三
第七条	印刷物に関する規定に対する例外	八三
第八条	貴重品の書留状への封入に対する例外	八三
第九条	外国における通常郵便物の差出し	八三
第十条	国際返信切手券	八四

第十一条	取りもどし、名あての変更又は訂正	八四
第十二条	前納料金以外の料金	八四
第十三条	シベリア横断鉄道及びアンデス横断鉄道経由の特別継越料	八四
第十四条	アフガニスタンのための特別の継越条件	八四
第十五条	アデンにおける特別保管料	八五
第十六条	例外的航空増料金	八五
第十七条	差出国が指示した送達線路の強制	八五
末	文	八五

○価格表記の書状及び箱物に関する約定

前	文	八六
第一章	総則	八六
第一条	約定の目的	八六
第二条	価格の表記	八六
第二章	引受条件	八六
第三条	重量及び大きさの条件	八六
第四条	包有の許容	八七
第五条	禁制	八七
第六条	誤つて引き受けられた郵便物の取扱い	八七
第三章	料金及び課金	八八

第七 条 料金……………八八

第八 条 郵便料金の免除……………八八

第九 条 輸出及び輸入の条件並びに課金……………八九

第四章 責任……………八九

第十 条 郵政庁の責任の原則及び範囲……………八九

第十一 条 郵政庁の免責……………八九

第十二 条 差出人の責任……………九〇

第十三 条 郵政庁間の責任の決定……………九一

第十四 条 差出人又は名あて人からの賠償金の回収……………九二

第五章 雜則及び最終規定……………九二

第十五 条 条約の適用……………九二

第十六 条 業務に参加する郵便局……………九二

第十七 条 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件……………九三

第十八 条 約定の効力発生及び有効期間……………九三

末 文……………九三

○価格表記の書状及び箱物に関する約定の最終議定書

前 文……………九四

第一 条 価格表記の最高限……………九四

第二 条 相当額、最高限及び最低限……………九四

末	文	九四
---	---	----

○小包郵便物に関する約定

前	文	九五
第一	条 約定の目的	九五
第二	条 小包の種類	九五
第三	条 重量級	九六
第一編	料金及び課金	九六
第四	条 料金及び課金の構成	九六
第一章	重要料金及び例外的割当料金	九七
第五	条 重要料金	九七
第六	条 陸路割当料金	九七
第七	条 陸路割当料金の引下げ又は引上げ	九七
第八	条 海路割当料金	九八
第九	条 海路割当料金の引下げ又は引上げ	九九
第十	条 航空増料金	九九
第十一	条 航空運送に関する報酬の基本料金率及び計算	九九
第十二	条 発送及び到着の例外的割当料金	一〇〇
第二章	追加料金及び課金	一〇〇
第一節	ある種類の小包に対する料金	一〇〇

第十三条	速達小包	一〇〇
第十四条	別配達小包	一〇〇
第十五条	課金別納小包	一〇〇
第十六条	価格表記小包	一〇一
第十七条	ぜい弱な小包、取扱困難な小包	一〇一
第二節	すべての種類の小包に対する料金及び課金	一〇一
第十八条	追加料金	一〇一
第十九条	料金率	一〇二
第二十条	課金	一〇三
第三節	郵便料金の免除	一〇四
第二十一条	業務小包	一〇四
第二十二条	捕虜及び被抑留者小包	一〇四
第二編	業務の実施	一〇四
第一章	引受条件	一〇四
第一節	引受けの一般条件	一〇四
第二十三条	引受条件	一〇四
第二十四条	禁制	一〇四
第二十五条	大きさ及び容積の制限	一〇五
第二十六条	誤って引き受けられた小包の取扱い	一〇六
第二十七条	差出しの際の差出人の指示	一〇六

第二節 引受けの特別条件	一〇七
第二十八條 価格表記小包	一〇七
第二十九條 課金別納小包	一〇七
第二章 配達及び転送の条件	一〇七
第一節 配達	一〇七
第三十條 配達的一般規則、保管期間	一〇七
第三十一條 別配達小包の配達	一〇八
第三十二條 名あて人への配達不能	一〇八
第三十三條 配達不能の小包の差出元への返送	一〇九
第三十四條 配達不能の小包の差出人による放棄	一〇九
第三十五條 配達不能の小包の差出人からの費用の回収	一〇九
第二節 再発送	一一〇
第三十六條 名あて人の住所変更又は名あて変更による転送	一一〇
第三十七條 誤送されて到着し、転送される小包	一一〇
第三十八條 誤つて引き受けられた小包の差出元への返送	一一一
第三十九條 業務の停止による差出元への返送	一一一
第三章 特別規定	一一一
第四十條 与えられた指示の郵政庁による不遵守	一一一
第四十一條 損壊し又は腐敗する差し迫つたおそれがある物品を包有する小包	一一一
第四十二條 取りもどし、名あての変更又は訂正	一一一

第四十三條	取調請求及び通報請求	一一二
第三編	責任	一一二
第四十四條	郵政庁の責任の原則及び範囲	一一二
第四十五條	郵政庁の免責	一一三
第四十六條	差出人の責任	一一四
第四十七條	郵政庁間の責任の決定	一一四
第四十八條	賠償金の支払	一一五
第四十九條	支払を行なつた郵政庁に対する賠償金の償還	一一六
第五十條	差出人又は名あて人からの賠償金の回収	一一七
第四編	料金の割当て	一一七
第五十一條	一般原則	一一七
第五編	雜則	一一七
第五十二條	条約の適用	一一七
第五十三條	この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件	一一八
第五十四條	約定の非当事国にあてる小包又は非当事国から発する小包	一一八
第六編	最終規定	一一八
第五十五條	約定の効力発生及び有効期間	一一九
末	文	一一九

序 則

第一条 運送事業者による業務の経営

第二条 小包の差出しの後に請求する課金別納による配達

第三条 常衡ポンド

第四条 継越し

第一編 料金

第一章 例外的割当料金

第五条 例外的陸路割当料金

第六条 海路割当料金

第七条 追加割当料金

第八条 特別料金率

第二章 追加価格表記料

第九条 価格表記小包

第二編 業務の実施

第一章 引受条件

第十条 大きさ及び容積

第十一条 取扱困難な小包

第十二条 差出しの際の差出人の指示

第十三条 価格表記小包、価格表記の最高限

第二章 雑則

第十四条	取りもどし、名あての変更又は訂正	一三一
第十五条	到達証	一三一
第三編	責任	一三一
第十六条	責任の原則に対する例外	一三一
第十七条	損害賠償	一三一
末	文	一三二

○郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

前	文	一三三
第一編	序則	一三三
第一条	約定の目的	一三三
第二編	為替	一三三
第一章	総則	一三三
第二条	交換方式	一三三
第二章	為替の振出し	一三三
第三条	通貨、換算	一三三
第四条	振出最高額	一三三
第五条	為替金の払込み、受領証	一三三
第六条	料金	一三三
第七条	料金の免除	一三四

第八章	電信為替の振出しの特則	一三四
第三章	公衆に認められる権利に関する事項	一三四
第九条	払渡済通知、別配達、本人払い、航空路による送達、受取人にあてる通信文	一三四
第十条	取りもどし、名あて変更	一三五
第十一条	転送	一三五
第十二条	裏書	一三五
第四章	為替の払渡し	一三五
第十三条	有効期間、日付認証	一三五
第十四条	払渡の最高額	一三六
第十五条	為替の払渡しの特則	一三六
第十六条	別配達	一三六
第十七条	受取人から徴収することがある料金	一三六
第十八条	電信為替の払渡しの特則	一三六
第五章	払渡不能の為替、払渡承認書	一三七
第十九条	払渡不能の為替	一三七
第二十条	払渡承認書	一三七
第二十一条	時効にかかった為替	一三七
第六章	責任	一三七
第二十二条	責任の原則及び範囲	一三七
第二十三条	責任の原則に対する例外	一三七

第二十四条	責任の決定	一三八
第二十五条	支払うべき金額の支払、求償	一三八
第二十六条	支払期間	一三九
第二十七条	賠償した郵政庁に対する償還	一三九
第七章	計算	一三九
第二十八条	料金の割当て	一三九
第二十九条	計算書の作成	一四〇
第三十条	計算書の決済	一四〇
第八章	雑則	一四〇
第三十一条	為替取扱局	一四〇
第三十二条	郵政機関以外の機関の参加	一四〇
第三十三条	関税等の禁止	一四〇
第三編	払込為替	一四一
第三十四条	払込為替の性格	一四一
第三十五条	一般規定	一四一
第三十六条	振出最高額	一四一
第三十七条	料金	一四一
第三十八条	登記済通知	一四一
第三十九条	禁止	一四一
第四編	郵便旅行小為替	一四一

第一章 総則及び振出し	一四一
第四十条 定義、小為替帳	一四一
第四十一条 通貨、最高額、換算	一四一
第四十二条 料金	一四二
第四十三条 売渡価格	一四二
第二章 小為替の払渡し	一四二
第四十四条 証書の効力、為替金の交付	一四二
第四十五条 払渡しの差止め	一四二
第三章 取調請求、責任、計算	一四二
第四十六条 取調請求及び責任	一四二
第四十七条 料金の割当て、計算書の作成	一四三
第五編 最終規定	一四三
第四十八条 郵便旅行小為替についてのこの約定の適用	一四三
第四十九条 条約の適用	一四三
第五十条 憲章の適用の例外	一四三
第五十一条 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件	一四三
第五十二条 約定の効力発生及び有効期間	一四四
末 文	一四四

○郵便振替に関する約定

前 文

第一編 序則

第一 条 約定の目的

第二編 郵便振替

第一章 振替請求の受理条件及び処理

第二 条 交換方式

第三 条 通貨、換算

第四 条 最高額

第五 条 料金

第六 条 料金の免除

第七 条 振替通知書

第八 条 電信振替の特則

第九 条 振あて人の口座への受入登記、登記済通知

第十 条 振替の交換

第十一 条 交換局

第二章 取消し、取調請求

第十二 条 振替の取消し

第十三 条 取調請求、通知請求

第十四 条 振あて人の口座に受入登記をされなかつた振替

第三章 責任

一四五

一四五

一四五

一四五

一四五

一四五

一四五

一四五

一四五

一四六

一四六

一四六

一四六

一四六

一四七

一四七

一四七

一四七

一四七

一四七

第十五条	責任の原則及び範囲	一四七
第十六条	責任の原則に対する例外	一四七
第十七条	責任の決定	一四七
第十八条	支払うべき金額の支払、求償	一四八
第十九条	支払期間	一四八
第二十条	賠償した郵政庁に対する償還	一四八
第四章	計算	一四八
第二十一条	料金の帰属	一四八
第二十二条	計算書の作成及び決済	一四八
第二十三条	支払、延滞利子	一四九
第二十四条	四半期ごとの総計算書	一四九
第五章	雑則	一四九
第二十五条	外国に郵便振替口座を開設するための申込み	一四九
第二十六条	郵便料金の免除	一四九
第二十七条	加入者名簿	一五〇
第三編	郵便払込み	一五〇
第二十八条	一般規定	一五〇
第四編	郵便小切手及び郵便旅行小切手	一五〇
第二十九条	郵便小切手及び郵便旅行小切手による支払	一五〇
第五編	郵便小切手局支払の有価証券の振替による決済	一五〇

第三十條	郵便小切手局支払の有価証券	一五〇
第三十一條	料金	一五一
第三十二條	責任	一五一
第六編	最終規定	一五一
第三十三條	条約の適用	一五一
第三十四條	憲章の適用の例外	一五一
第三十五條	この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件	一五一
第三十六條	約定の効力発生及び有効期間	一五一
末	文	一五二

○代金引換郵便物に関する約定

前	文	一五三
---	---	-----

第一章	序則	一五三
第一條	約定の目的	一五三
第二章	一般条件、料金、取立金の移転	一五三
第二條	許される郵便物	一五三
第三條	引受条件	一五三
第四條	最高額	一五三
第五條	通貨	一五三
第六條	差出人との決済方法	一五三

第七條	代金引換為替の交換方法	一五四
第八條	料金	一五四
第九條	代金引換金額の取消し又は変更	一五四
第十條	代金引換為替	一五五
第十一條	小包に関する代金引換為替の払渡し	一五五
第十二條	権利者への払渡不能	一五五
第三章	責任	一五五
第十三條	責任の原則及び範圍	一五五
第十四條	例外	一五五
第十五條	賠償金の支払、求償、期間	一五五
第十六條	取立てに関する責任の決定	一五六
第十七條	代金引換金額を取り立てることなく名あて人に配達した郵便物の差出人への還付	一五六
第四章	雜則及び最終規定	一五六
第十八條	代金引換金額の為替による決済の場合の料金の帰属	一五六
第十九條	条約及び特定の約定の適用	一五七
第二十條	この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件	一五七
第二十一條	約定の効力発生及び有効期間	一五七
末	文	一五七

○貯金の国際業務に関する約定

前

文

第一章 序則

第 一 条 約定の目的

第 二 条 業務の範囲

第二章 総則

第 三 条 資金の送付

第 四 条 利子

第 五 条 通帳及び各種書類の送達

第 六 条 預入及び預替えの共通規定

第三章 預入

第 七 条 預入の申込み

第 八 条 最高額

第 九 条 貨幣単位の端数整理

第 十 条 通帳の返送

第四章 払いもどし

第 十 一 条 払いもどしの請求

第 十 二 条 払いもどしの承認

第 十 三 条 払いもどし

第 十 四 条 電信払いもどし

第 十 五 条 その他の払いもどしの方法

一五八

一五八

一五八

一五八

一五八

一五八

一五八

一五九

一五九

一五九

一五九

一五九

一五九

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六一

第五章	預替え	一六一
第十六条	預替えに適用する一般原則	一六一
第六章	責任	一六一
第十七条	責任の範囲	一六一
第十八条	責任の決定	一六一
第十九条	貯金口座の補正	一六二
第二十条	貸方貯金局に対する償還	一六二
第七章	雜則及び最終規定	一六二
第二十一条	条約及び特定の約定の適用	一六二
第二十二条	憲章の適用の例外	一六二
第二十三条	この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件	一六二
第二十四条	約定の効力発生及び有効期間	一六二
末	文	一六二